

「消費税改正対策セミナー」 開催要綱

【趣旨】

本年10月1日より消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられる予定です。
今回予定される消費税増税では単なる税率変更にとどまらず、軽減税率制度の導入や消費税率等に関する経過措置の適用等が行われます。

そこで本セミナーでは、消費税法改正の概要をはじめ、軽減税率制度や経過措置等について理解を深めるとともに、就労支援施設・事業所における物品や食品販売等における留意点等について学ぶことを目的に開催します。

- と き 令和元年7月30日(火) 13:15~16:40
- と ころ 札幌市/かでの2・7 8階 820研修室
(札幌市中央区北2条西7丁目1番地 ☎011-241-3982)
- 主 催 北海道社会就労センター協議会・北海道知的障がい福祉協会 就労支援部会
- 後 援 北海道精神障害者社会福祉事業協議会
(予定) 北海道手をつなぐ育成会事業所連絡協議会
きょうされん北海道支部
- 参加対象 道内事業所等の施設長、所長、指導員、支援員等
- 参加費 会員事業所 1名 3,000円
非会員事業所 1名 5,000円
- 定 員 100名
- 日 程 (7月30日(火))
12:45 13:15 13:30 16:30

北海道社会就労センター協議会又は、
北海道知的障がい福祉協会の会員のみの
会員事業所価格となります。

| | | | |
|----|----|----|----|
| 受付 | 開会 | 講義 | 閉会 |
|----|----|----|----|

| 時間 | 内容 |
|-------------|---|
| 12:45~13:15 | 受付 |
| 13:15~13:30 | 開会挨拶 |
| 13:30~16:30 | 講義 「消費税改正への対応について」 講師 寺田 純子 氏〔 寺田勉税理士事務所 副所長 TKC全国会社会福祉法人経営研究会北海道リーダー 〕 【講師紹介】 平成4年に寺田税理士事務所副所長に就任。 国税三法(法人、所得、相続)及び消費税の相談助言業務を中心に手掛ける他、経営計画について赤字企業を黒字企業に再生する相談助言業務、また公益法人会計の分野に専門特化した講師として職業会計人向けに研修及び講演活動を行っている。 |
| 16:30~16:40 | 閉会挨拶 |

9. 留意事項

講義では消費税における本則課税制度及び簡易課税制度についての内容もお話し頂きます。各々の施設・事業所での課税状況（本則課税、簡易課税、免税）についてご確認頂き、参加申込書にご記入ください。

10. 参加申込書の送付先および問い合わせ先

「参加申込書」に必要事項をご記入の上、7月12日（金）必着でお申込みください。

◀北海道社会就労センター協議会事務局 北海道社会福祉協議会法人支援部法人支援課
〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地（担当：諸澤・三浦）▶

※この事業は北海道社会就労支援センター協議会と北海道知的障がい福祉協会就労支援部会との共催となっておりますので、案内が重複して送られる事がありますが、ご了承ください。

☎ 011-241-3982 / FAX 011-280-3162

【会場周辺図】かでの2・7（札幌市中央区北2条西7丁目1番地）



<参加申込書> FAX : 011-280-3162

※切り取らず、このままFAXにて送信ください。

| | | |
|---|--------------------------------------|--|
| 施設名 | TEL | |
| | FAX | |
| 所住 | 担当者 | |
| チェックを付けてください⇒（道セルフ協 ・ 北海道知的障がい福祉協会） <input type="checkbox"/> 会 員 ・ <input type="checkbox"/> 非会員 | | |
| 利用対象者 | ・ 3 障害 ・ 身体障害 ・ 知的障害 ・ 精神障害 ・ その他（ ） | |
| 課税区分 ※必ず、いずれかに○を付けてください | ・ 本則課税 ・ 簡易課税 ・ 免税 | |

| No. | 氏名 | 経験年数 | 役職名 |
|-----|-----|------|-----|
| | リガナ | | |
| | リガナ | | |
| | リガナ | | |

※ご記入いただいた個人情報は当該研修会の運営及び統計資料の作成に使用いたします。

また、参加申込書に記載された情報をもとに、参加者名簿を作成し、研修会資料に掲載する場合があります。

以上の目的以外で本人の了承なく個人情報を第三者に開示することはありません。

7月12日（金）締切